

令和2年6月18日

保護者様

松原市立松原第六中学校

中学校におけるプール授業について（お知らせ）

平素より本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

また、この間の「新型コロナウイルス感染症対策」について、ご協力・ご支援ありがとうございます。

さて、標記につきまして下記の通り実施しますので、引き続きご理解・ご協力をよろしくお願いします。

記

1. 今回の「新型コロナウイルス感染症対策」につきまして、夏季の暑い中での授業については、各教科で感染予防及び熱中症対策をとりながら実施していくことになっております。特に水泳の授業については、「熱中症対策」にも配慮しながら実施していく予定にしております。ご理解の上、ご協力よろしくお願いいたします。

（裏面の「資料」を参照してください…スポーツ庁の通達、大阪府教育庁の対策マニュアル）

2. 授業の際には、府教育庁の感染症対策マニュアルに従って実施し、3密も避けながら「更衣室の工夫」「換気の徹底」「授業の進め方の工夫」「消毒」などの対策を取らせていただきます。
3. 上記、1、2を含め、何か、ご質問等ありましたら、連絡ください。
4. 体育の授業にかかわらず、体調などご心配なことがありましたら連絡してください。

※ 本日、水着購入についてのプリントを配布しておりますので、ご確認の上、販売店でご購入ください。

参 考 資 料

1.「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」…スポーツ庁通達より抜粋

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。スポーツ庁としては、感染症の専門家の見解を踏まえて、今年度における学校の水泳授業の取扱いについて、以下のとおり考え方を示しますので、これを踏まえて適切に対応していただくようお願いします。

学校プールについては、学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。

一方で、水泳の授業においては、複数クラスによる合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行うなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

2.「水泳の授業について」…府教育庁新型コロナウイルス感染症対策マニュアルより抜粋

学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低く授業は可能とされているが、実施にあたっては「3密」の場면을設けるなど、十分な対策を講じること。

- プール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーの水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行う。
- 児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないように指導する。
- 教員が児童生徒の介助等で入水する際には、水泳指導用マスクを利用するなどの対策を講じる。

<3密を避ける工夫例>

- ・プールサイド、プール内ともに児童生徒等の「動線を一方向にする」「間隔を十分にあける」こと
- ・スタートの間隔に余裕を持ち児童生徒等間の接近を回避する
- ・プールから上がる場所を指定し、ラダー周辺に児童生徒等が集まらないようにする
- ・泳順を待つ際にも児童生徒等間の間隔が保たれるようにする
- ・バディシステムについては、直接の接触を避け、目線や挙手などの方法で対応する

など